

住宅宿泊事業 届出書類一覧

R6. 6. 20

区分	添付書類	取得先	確認欄	
個人の場合	届出者及び法定代理人 住宅宿泊事業届出書	国HP又は県HP		
	身分証明書 (破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)	市町村		
	誓約書 (法第4条第1～6号、8号の欠格条項のいずれにも該当しないこと)	国HP又は県HP		
	※届出者が未成年者であって、法定代理人が法人の場合 法定代理人の「登記事項証明書」	法務局		
	※住基ネットの活用により届出者の実在が確認できない場合 届出者(及び法定代理人)の「住民票」	市町村		
法人の場合	法人届出 住宅宿泊事業届出書	国HP又は県HP		
	届出法人の定款または寄付行為			
	届出法人の登記事項証明書	法務局		
	役員 届出法人の 役員の身分証明書 (破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない旨の市町村の長の証明書)	市町村		
	誓約書 (法第4条第2～4号、7、8号の欠格条項のいずれにも該当しないこと)	国HP又は県HP		
法人・個人共通事項	届出住宅の登記事項証明書	法務局		
	住宅の平面図(以下の①～⑤が記載してあるもの) ①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ②住宅の間取り及び出入り口 ③各階の別 ④居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積 ⑤安全措置の内容(非常用照明器具の位置等) ※「民泊安全措置の手引き」(観光庁ホームページ)を参照してください。			
	消防法令適合通知書	消防署		
	安全措置に関するチェックリスト	国HP又は県HP		
	※届出住宅が「入居者の募集が行われている家屋」(法第2条第2号)の場合 入居者募集の広告など、入居者募集をしていることを証する書類(広告の写し、不動産情報サイトの写しなど)			
	※届出住宅が「随時その所有者、借借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」(法第2条第3号)の場合 随時その所有者等の居住の用に供されていることを証する書類(届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートなど)			
	※届出者が借借人である場合 貸借人が住宅宿泊事業に供することを目的とした借借物の転貸を承諾したことを証する書面			
	※届出者が転借人である場合 貸借人及び転借人が住宅宿泊事業に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面			
	※マンションなど複数の所有者が存する建物の場合 専有部分の用途に関する規約の写し			
	※規約に住宅宿泊事業を営むことに関する定めが無い場合 管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類			
	※住宅宿泊管理業者に管理を委託する場合 住宅宿泊管理業者から交付された書面の写し			
	提出不要	届出住宅の場所を示す位置図 周辺住民等へ説明を行ったことを記録した書類の写し		